

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」短編動画使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」短編動画（以下「短編動画」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(短編動画の種類)

第2条 短編動画の種類は、次のとおりとする。

- (1) ふれるたび、旅になる。-かごしまの世界文化遺産-（横 30 秒）
- (2) ふれるたび、旅になる。-かごしまの世界文化遺産-（縦 15 秒）

(使用の届出等)

第3条 短編動画を使用しようとする者は、あらかじめ鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課長（以下「鹿児島県」という。）に届け出なければならない。

- 2 届出を行う者は、使用届出書（別記様式第1号）を鹿児島県に提出しなければならない。
- 3 鹿児島県は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを受理する。

(使用許可の範囲)

第4条 前条による使用届出があった場合において、その内容が世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」（以下、本遺産）の認知度向上・誘客促進に資すると認めるときは、短編動画の使用を認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、短編動画の使用を認めないものとする。
 - (1) 本県及び本遺産のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 専ら営利目的（商品を販売し、利益を得る行為）で使用するもの。
ただし、本県及び本遺産の認知度向上・誘客促進に繋がるものについてはこの限りでない。
 - (5) その他鹿児島県が短編動画の使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 短編動画を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出された用途にのみ使用すること。
- (2) 動画を一部使用する場合等は、「映像提供：鹿児島県」のクレジット表記をしよう努めること。なお、やむを得ずクレジット表記が不可能な場合は、県と個別に協議すること。

(違反等に対する取扱い)

第6条 短編動画を使用している者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この取扱要領に違反したときは、鹿児島県はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」とい

う。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

附則

この取扱要領は、令和8年4月1日から施行する。